

行政文書開示決定通知書

殿

国土交通大臣 齊藤 鉄夫



令和6年3月24日付けで請求され、同月25日付けで受け付けた行政文書の開示請求について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する行政文書の名称

以下2件に係る報告書

- (1)一般財団法人航空保安研究センターが令和5年10月30日に落札した「時間管理手法の連携強化のための基礎データ調査」
- (2)一般財団法人航空交通管制協会が令和6年2月2日に落札した「進入方式の定量的逸脱リスク検証に係る調査」

請求文書名：

下記2件に係る仕様書および成果物(報告書および参考資料等)を開示してください。

- (1)一般財団法人航空保安研究センターが令和5年10月30日に落札した「時間管理手法の連携強化のための基礎データ調査」
- (2)一般財団法人航空交通管制協会が令和6年2月2日に落札した「進入方式の定量的逸脱リスク検証に係る調査」

2 不開示とした部分とその理由

開示する行政文書(報告書(2))のうち、「進入方式の定量的逸脱リスク検証」に係る独立行政法人等に所属する研究者の所属名・役職及び氏名については法第5条第1号の「個人に関する情報」であり、「特定の個人を識別することができるもの」に該当し、かつ、同号ただし書きイ、ロ又はハのいずれにも該当しないこと、及び、これを公にすることにより、率直かつ公平であるべき研究を委縮させることとなり、研究が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第6号ハの「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

開示する行政文書(報告書(2))のうち、「進入方式の定量的逸脱リスク検証」に係る記述及び図表は、独立行政法人が研究、確立した安全性評価に係る検証手法及び分析であり、法第5条第6号柱書の「独立行政法人等が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

開示する行政文書(報告書(2))のうち、別添図は、職務上必要な関係者以外には知られていない情報であり、これを公にすることにより、適正な業務の遂行に支障を及ぼし、今後の業務が不当に損なわれるおそれがあることから、法第5条第6号柱書の「国の機関が行う当該

事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、及び、独立行政法人が研究、確立した安全性評価に係る検証に係る分析を行ったデータであり、法第5条第6号柱書の「独立行政法人等が行う当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するため、当該情報が記録されている部分を不開示とした。

※この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、国土交通大臣に対して審査請求をすることができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

※また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

### 3 開示の実施の方法等

(1) 事務所における開示（閲覧又は写しの交付）を希望する場合

◇開示の実施を受けることができる日時及び場所

日時：この通知書を受け取った日から30日以内

（土・日曜日、祝日を除く。）（9:30～11:45、13:00～16:45）

場所：国土交通省大臣官房総務課情報公開窓口

（東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館 1階）

◇開示の手続き

1) 事前に、ご希望の日時を下記問い合わせ先までお知らせください。

2) 送付した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」に必要事項を記入の上、ご持参ください。

(2) 写しの送付を希望する場合

◇下記の書類等を下記問い合わせ先まで、この通知書を受け取った日から30日以内に提出（郵送）してください。

1) 必要事項を記入した別添「行政文書の開示の実施方法等申出書」

2) 文書の郵送料（開示決定文書全ての郵送を希望した場合）：

ゆうパック 80 サイズ 【紙】 1010 円分の郵便切手

定形外郵便 100g まで 【CD-R】 140 円分の郵便切手

※「行政文書の開示の実施方法等申出書」が到着した日から1週間後までに郵送する予定です。

(3) 開示実施手数料

行政文書の種類・数量等	開示の実施方法	開示実施手数料の額 (算定基準)	行政文書全体について開示の実施を希望する場合の基本額(a)	開示実施手数料 (b)※
1. A4用紙391枚 (うちカラー108枚)、A3用紙16枚 (うちカラー14枚)	①-1. 複写機により用紙に複写したものの交付(モノクロ) ①-2. 用紙に出力したものの交付(モノクロ)	当該文書1枚につき10円	6670円	6670円

2. 電磁的記録 1ファイル (用紙に出力した 場合、A4用紙260 枚) (うちカラー0枚)	②-1. 複写機により用紙に複写したものの交付(カラー含む) ①-2. 用紙に出力したものの交付(カラー含む)	当該文書カラー1枚につき20円、モノクロ1枚について10円	7890円	7890円
	③-1. スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付 ③-2. 電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	③-1 CD-R1枚につき100円に、当該文書1枚ごとに10円を加えた額 (100円+407枚×10円=4170円) ③-2 CD-R1枚につき100円に、当該電磁的記録1ファイルごとに210円を加えた額 (1ファイル×210円=210円)	4380円	4380円

※ 開示実施手数料(b)・・・控除額(請求時に納付された開示請求手数料200円)につきましては、令和6年5月21日付け国空制第66号の開示実施において200円を控除させていただきましたため、本決定での控除はありません。

(4) その他

その他詳細は、同封の「説明事項」をご確認ください。

【問い合わせ先】

国土交通省航空局交通管制部管制課空域調整整備室  
大臣官房総務課公文書監理・情報公開室

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL: 03-5253-8111 (代表)